

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

こう なん し
香 南 市

このしおりは、せいかつ ほ ご
生活保護について知っておいて
いただきたいことを説明したものです。

わからないことやそうだん
相談のある方はかた ふくしじむしょ
福祉事務所
におたずねください。

いつでも見ることができるよう、たいせつ ほ かん
大切に保管してください。

も く じ

①	せいかつ ほ ご 生活保護とは……………	1
②	せいかつ ほ ご う 生活保護を受けるうえで……………	1
③	ほ ご けってい 保護の決定……………	3
④	ほ ご かいし けってい 保護の開始が決定したら……………	6
⑤	けんり ほしょう 権利として保障されること……………	8
⑥	ぎ む まも 義務として守らなければならないこと……………	8
⑦	ほ ご ひ へんかん 保護費の返還……………	10
⑧	ほ ご かん けってい ふふく 保護に関する決定に不服のあるとき……………	10
⑨	ほ ご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの……………	11
⑩	ち く たんとういん ほうもんちょうさかつどう 地区担当員と訪問調査活動……………	11

① 生活保護とは

わたし いっしょう あいださまざま じじょう せいかつ こま
私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

せいかつ ほ ご こま かた たい ていど おう ひつよう
生活保護は、このように困っている方に対して、その程度に応じ必要な
ほ ご おこな さいていげん ど せいかつ ほしょう じりつ たす せいど
保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立を助ける制度です。

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり せいかつ おこまり ばあい
生活保護の申請は国民の権利です。生活にお困りの場合は、どなたでも
しんせい
申請することができます。

② 生活保護を受けるうえで

ほ ご う かた つぎ どりよく
保護を受ける方は、次のような努力をしてください。

(1) はたら 働 ことができる方は、能 力に 応じて 働 いてください。

(2) とち かおく よちよきん せいめいほけん ききんぞく じどうしゃ しさん げんそく
土地・家屋、預貯金、生命保険、貴金属、自動車などの資産は、原則
ばいきゃく せいかつひ げんざい す
として売却して生活費にあててください。なお、現在お住まいの
じゅうきょ ほゆう みと しょうぶん か ち たか ばあい ばいきゃく
住居については保有が認められますが、処分価値が高い場合は売却
してください。こうさく かしつ しゅうえき え た はたけ さんりん
耕作や貸付けにより収益を得ている田、畑、山林、
じぎょうようひん しさん ほゆう みと ばあい
事業用品などの資産については保有が認められる場合もありますが、
こうさく ほうち ばあい ばいきゃく ちんたい
耕作していなかったり放置している場合は売却や賃貸するようにし
てください。しさん ほゆう みと ふくしじむしょ けつてい
資産の保有が認められるかどうかは、福祉事務所が決定
します。

※ じどうしゃ しょう しょう げんそく みと たにんめいぎ
自動車は、所有も使用も原則として認められません。また、他人名義の
じどうしゃ しょう どうよう みと とくべつ じじょう
自動車の使用も同様に認めることはできません。ただし、特別な事情に
じどうしゃ ひつよう ばあい ひつよう ようけん み ほゆう しょう
より自動車を必要とする場合には、必要な要件を満たせば保有、使用が
みと ばあい ふくしじむしょ そうだん
認められる場合がありますので福祉事務所に相談してください。

(3) はいぐうしゃ おや こ きょうだいしまい みんぼうじょう ふよう ぎ む かた
配偶者、親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方

から援助を受けることができる場合は援助を受けてください。

※ 親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護を受けられないということではありません。
なお、生活保護申請時などに、親族に対して援助の可能性について照会を行うことがあります。虐待、家庭内暴力、借金を重ねている、交流が断絶されているなどの特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもできるため、事前にご相談ください。

(4) ほかの公的な制度で利用できるものは、すべてそれらを優先して利用してください。

(たとえば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、児童手当など)

○ これらの努力をしてもなお生活ができない場合に保護が受けられます。



生活保護法（保護の補足性）

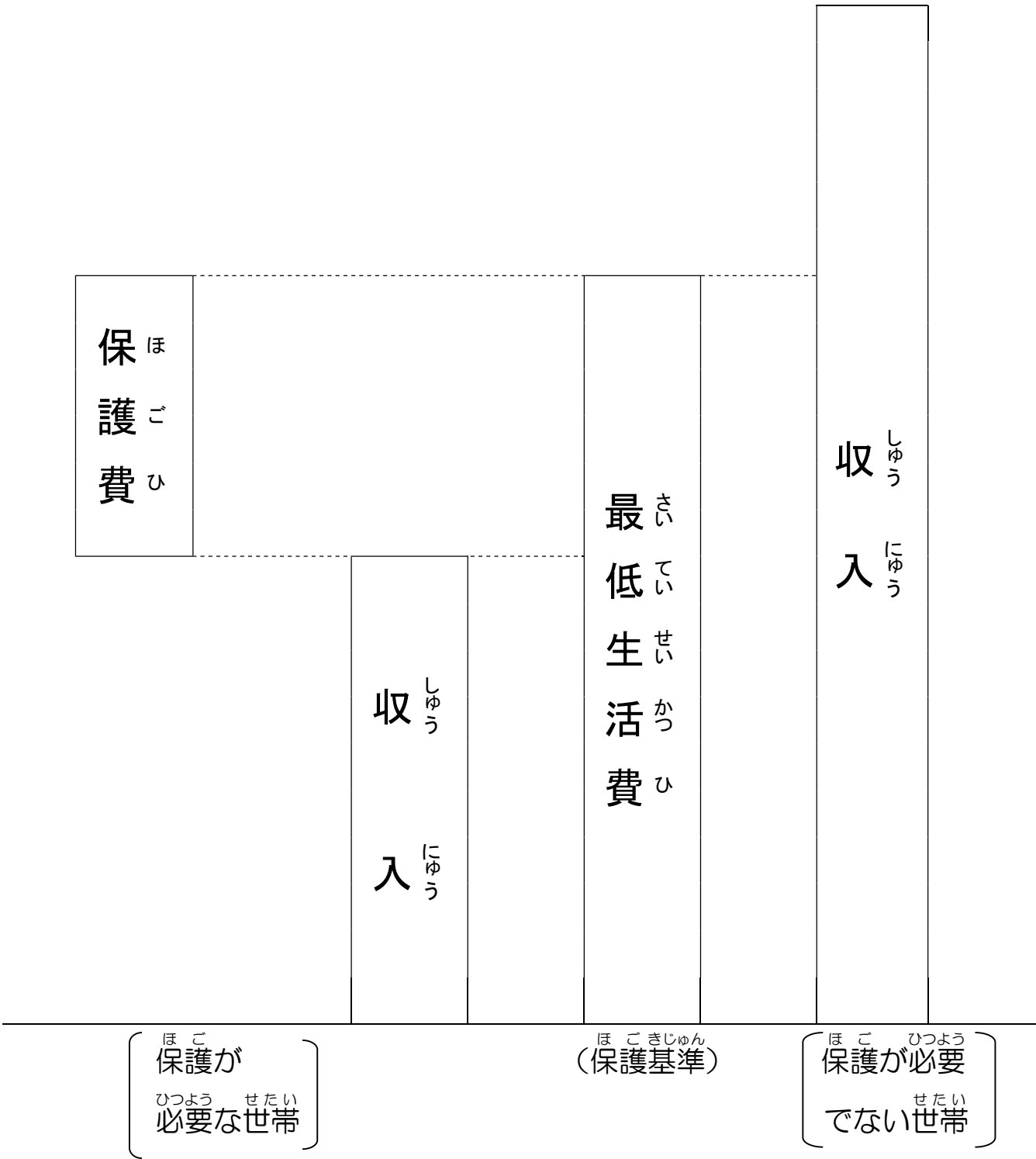
第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

③ 保護の決定

- 生活保護は、世帯を単位に決定します。したがって、一緒に生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費を比べたうえで決められます。



(1) 保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、
出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。

(2) 最低生活費とは、世帯の状況に応じ、世帯員の食費・衣類などの
生活費、家賃などの住宅費、教育に必要な教育費、医療費、介護保険の
サービスを受けるための費用をあわせたものです。

(3) 収入とは、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

① 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）

② 年金、手当の収入

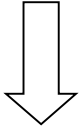
③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入

このうち、働いて得た収入については、必要な経費などについて
一定の額の控除をしたうえで、最低生活費と比べることになります。

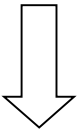


■生活保護開始までの流れ■

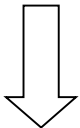
- ① ^{そうだん}相談 ^{ふくしじむしょ}福祉事務所に^{こま}お困りの^{ないよう}内容をご^{そうだん}相談ください。



- ② ^{しんせい}申請 ^{せいかつ ほ ご しんせい}生活保護を^{い し}申請する^{かた}意思のある方は、^{しんせいしよるい}申請書類を^{ふくしじむしょ}福祉事務所の^{まどぐち}窓口^{ていしゅつ}に提出します。



- ③ ^{ちょうさ}調査 ^{せいかつ ほ ご しんせい}生活保護を^{しんせい}申請されると、^{ち く たんとういん}地区担当員（ケースワーカー）が、^{じたく}ご自宅にお^{うかが}伺いして、^{せいかつじょうきょう}生活状況、^{しさんじょうきょう}資産状況などを^{ちょうさ}調査します。
^{ちょうさ}調査の^{けっか}結果をもとに、^{せいかつ ほ ご}生活保護が^{ひつよう}必要かどうか^{しんさ}審査します。



- ④ ^{かいし}開始 ^{せいかつ ほ ご}生活保護の^{かいし}開始が^{けってい}決定したら、^{ほ ご ひ}保護費の^{しきゅう}支給が^{はじ}始まります。また、^{ち く たんとういん}地区担当員（ケースワーカー）による^{じりつ}自立に向けた^む指導^{しどうえんじょ}援助が^{かいし}開始されます。

④ 保護の開始が決定したら

○ 病院にかかるとき

(1) 通院するときは、生活保護法の指定を受けた病院に診療依頼書をも持っていってください。

(診療依頼書は福祉事務所または各支所にあります。)

(2) 入院・退院した場合は必ず福祉事務所に連絡してください。

(3) 医療費は、保険適用内のものについては、原則自己負担は発生しません。

※ 注意

① 保護が開始になりますと、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、必ず市役所または各支所に返してください。(医療費については10割が医療扶助です。)

② 勤め先の健康保険証などはこれまでどおり使用できますので、病院にかかるときは診療依頼書とあわせて病院の窓口に出してください。(医療費については3割が医療扶助です。)

③ 通院治療を受ける場合は、近くの病院を受診してください。(通院や入院・退院の際の交通費は、事前に福祉事務所に相談してください。)

④ 気ままに病院を変えたり、同じ病気で何カ所も受診しないようにしてください。

⑤ 本人支払額がある場合は、その金額を病院に支払ってください。
(世帯の最低生活費に対して世帯の収入が上回る場合に発生することがあります。)

○ 治療材料（メガネ、コルセットなど）や施術（柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう）が必要なときは、保護費から支給される場合もありますので、前もって福祉事務所に相談してください。

○ 介護サービスを受けるとき

（１）介護サービスが必要な方は、「要介護認定」を受ける必要がありますので、福祉事務所に相談してください。

（２）介護認定を受けている方が受けた介護サービスの自己負担分が介護扶助として、直接介護事業所に支払われます。

※ 注意

① 支給限度額を超える介護保険のサービスは、認められません。

② 本人支払額がある場合は、その金額を介護保険のサービスを受けた事業所に支払ってください。（世帯の最低生活費に対して世帯の収入が上回る場合に発生することがあります。）

③ 介護保険料を直接納めなければならない方は、決められた日までに必ず納めてください。



⑤ 権利として保障されること

- (1) 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものに税金をかけられたり、保護費や保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

⑥ 義務として守らなければならないこと

- (1) 譲渡の禁止
保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。
- (2) 生活上の義務
 - ① 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
 - ② むだな支出をせず、生活の維持、向上に努めてください。
 - ③ 病気の人是一日も早く治るよう治療に努めてください。
- (3) 届出の義務
次のような場合など生活状況に変化があったときは、必ず速やかに届出をしてください。なお、事前に分かっていることについては、あらかじめ届け出てください。
 - ① 入院したとき、退院したとき。
 - ② 仕事についたとき、やめたとき、または仕事をかわったとき。
 - ③ 収入（働きによる収入、年金、手当、仕送りなど、すべての収入）が増えたとき、減ったとき。（子どものアルバイト代を含む）
 - ④ 年金や手当を受けるようになったとき。
 - ⑤ 家族（一緒に生活する方）が増えたとき、減ったとき。

- ⑥ 現在^{げんざい}住^すんでいる家^{いえ}をかわろうとするとき。
- ⑦ 家賃^{やちん}や地代^{ちだい}がかわるとき。
- ⑧ 本人^{ほんにん}や家族^{かぞく}の健康保険^{けんこうほけん}が使えるようになったとき。
- ⑨ 生命保険^{せいめいほけん}などの加入^{かにゆう}、解約^{かいやくとう}等^らをするとき。
- ⑩ 交通事故^{こうつうじこ}、その他^たの災害^{さいがい}にあったとき。
- ⑪ 財産^{ざいさん}を相続^{そうぞく}したとき。
- ⑫ そのほか、家庭^{かてい}にかわったことがあったとき。

(4) 指示^{しじ}等^らに従^{したが}う義務^{ぎむ}

あなたの生活^{せいかつ}の維持^{いじ}、向上^{こうじょう} その他保護^{たほご}の目的^{もくてき}を達成^{たっせい}するために、指導^{しどう}や指示^{しじ}をすることがありますので、そのときは従^{したが}ってください。

※ 注意^{ちゅうい}

- (1) 事実^{じじつ}とちがった申請^{しんせい}をしたり、収^{しゅうにゅう}入^{しんこく}の申告^{ふせい}をしないなど、不正^{ふせい}な方法^{ほうほう}で保護^{ほご}を受けてはいけません。

このような場合^{ばあい}には、不正受給^{ふせいじゅきゅう}として、受けた保護費^{う ほご ひ いりょうひ}（医療費^{いりょうひ}も含^{ふく}む）を徴収^{ちょうしゅう}されることはもちろんのこと、さらに法律^{ほうりつ}により懲役^{ちやうえき}や罰金^{ばっきん}に処せられることがあります。

- (2) 自動車^{じどうしゃ}の保有^{ほゆう}、使用^{しよう}は原則^{げんそく}として認め^{みと}られません。また、他人名義^{たにんめいぎ}の自動車^{じどうしゃ}の使用^{しよう}も認め^{みと}られません。

- (3) 保有^{ほゆう}が認め^{みと}られた資産^{しさん}を他人^{たにん}に譲渡^{じやうと}してはいけません。

これらの注意事項^{ちゅういじこう}は、保護^{ほご}を受ける方^うと福祉事務所^{ふくしじむしょ}の約束事^{やくそくごと}ですので必ず守^{かなら まも}ってください。また、福祉事務所^{ふくしじむしょ}がおこなう指導^{しどう}、指示^{しじ}には従^{したが}い、調査^{ちやうさ}には誠意^{せいい}を持って協力^{きやうりよく}してください。

指導^{しどう}、指示^{しじ}に従^{したが}わなかったり、調査^{ちやうさ}に協力^{きやうりよく}しない場合には、保護^{ばあい}が停止^{ていし}または廃止^{はいし}されることがあります。

7

たとえば、

- ④ 財産を相続したとき。

などです。

8

詳しくは保護決定通知書（備考）に記載しておりますのでご覧いただく
か、福祉事務所にお問い合わせください。

か、^{ふくしじむしょ}福祉事務所^とにお問い合わせ^あください。

⑨ 保護受給中に減額・免除されるもの

- ① 国民年金の保険料は免除されます。市役所・各支所に相談してください。
- ② NHKの受信料は、申請すると免除されます。
- ③ 固定資産税等について、減額または免除される場合があります。
市役所税務収納課に相談してください。

⑩ 地区担当員と訪問調査活動

福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）は、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、再び自分たちの力で生活できるよう助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したときに、あなたが不在の場合、連絡票を置くことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密は守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら、相談してください。



ひ ほ ご しゃ みな さま 被 保 護 者 の 皆 様 へ

びょういん ちゅうい 病 院 にかかるときの注意

- ① びょういん い とき かなら しんりょういらいしよ も い
病 院 に行く時は、必 ず「診 療 依頼書」を持って行ってください。
 - しんりょういらいしよ ほけんしやう か
・診 療 依頼書は、保険証の代わりです。
 - しんりょういらいしよ ふくしむしよまた かくしよ
・診 療 依頼書は、福祉事務所又は各支所にあります。
 - ふくしむしよまた ししよ い ばあい ふくしむしよ れんらく
・福祉事務所又は支所に行けない場合は、福祉事務所に連絡してください。
- ② つういんちりやう う ばあい ちか びょういん
通 院 治療を受ける場合は、近くの病 院 にかかってください。
 - ふくしむしよ しやうにん ふくしむしよ かんがい びょういん ばあい つういんい そうひ
・福祉事務所の 承 認 がなく、福祉事務所の管外の病 院 にかかる場合、通院移送費が
しきゆう
支給されないことがあります。
- ③ かかりつけの医師の指示なく、き ままに 病 院 を変えないでください。
 - ちりやう くすり い し はんだん いってい きかんつづ
・治療や 薬 はかかりつけの医師が判断していますので一定の期間続けてみないと
こうか
その効果はわかりません。
 - ちりやう くすり い し そうだん
・治療や 薬 のことについては、医師とよく相談してください。
- ④ おな びょうき なんかしよ びょういん じゅしん
同 じ 病 気で何力所もの病 院 に受診することはしないようにしてください。
 - ちりやう くすり かさ ふくさやう しんたい がい
・治療や 薬 が重なって副作用により身体に害をおこすことがあります。
 - た びょうき びょういん なん ちりやう かなら い し つた
・他の病気があるとき、どこの病 院 で何の治療をしているか、必 ず医師に伝えてください。
- ⑤ い し し じ き そうだん びょうき なお つと
医師の指示をよく聞き、よく相談して病 気 を治すよう努めてください。
- ⑥ びょういん ふくしむしよ し じ まち
病 院 にかかることについて、福祉事務所に指示されたことは、よく守るようにして
ください。
- ⑦ こうはついやくひん いやくひん しやう ねが
後 発 医 薬 品（ジェネリック医薬品）を使用していただくことをお願いしています。
 - い し こうはついやくひん しやう みとめて ばあい げんそく しやう
・医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用していただくことに
しています。